



熊本県公報

第 1 2 4 2 8 号

平成 27 年 6 月 19 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退…………… (//) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 4
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 6

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 6
- 建設業法第 2 8 条第 3 項及び第 2 9 条の 4 第 1 項に基づく監督処分…………… (監理課) 6
- 熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務状況の公表…………… (環境立県推進課) 7
- 熊本都市計画用途地域の変更(熊本市決定)…………… (都市計画課) 17
- 熊本都市計画防火地域及び準防火地域の変更(熊本市決定)…………… (//) 17
- 熊本都市計画用途地域の変更(菊陽町決定)…………… (//) 17
- 国道 4 4 5 号 2 7 年発生道路災害復旧(瀬目トンネル)工事に係る一般競争入札の実施…………… (監理課) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 23

登 載 依 頼

- 平成 2 7 ~ 3 2 年度四輪運転シミュレーター賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部運転免許課) 23
- 平成 2 7 ~ 3 2 年度四輪運転シミュレーター賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 24

正 誤

- 平成 2 7 年 5 月 2 9 日熊本県規則第 3 3 号(熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則)中…………… (建築課) 28

告 示

熊本県告示第 5 6 9 号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 7 年 6 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町手野字湯ノ口 1 0 0 4 番、字外園 1 0 2 6 番 1、1 0 2 6 番 2、1 0 2 8 番 1、1 0 2 8 番 2、1 0 3 2 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字湯ノ口 1 0 0 4 番・字外園 1 0 2 6 番 1・1 0 2 6 番 2・1 0 2 8 番 1・1 0 3 2 番
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業3・4・15号八の字線
- 3 事業施行期間 平成27年6月19日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県八代市葭牟田町字水源地内
使用の部分 なし

熊本県告示第571号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成27年6月10日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	痴漢本番生録旅行（新東宝） 奥様は18歳超どきどき保健室（オーピー） 絶倫美女 淫乱タマさがし（新東宝） 婚活占い 浴衣でチラリ（オーピー） 乱れ若妻 いやらしい指（オーピー） 小悪魔メイド後ろからお願いします（オーピー） またがる義母 息子が欲しい（オーピー） 今ここで抱いて、主人が寝てる間に…（新東宝） THEレイプ いきなり！ぶち込む（オーピー） 痴漢電車 車内で一発（新東宝） 女子大生レズ 暴姦の罌（オーピー） 快樂民宿 濡れハメ紀行（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
Lee こどもクリニック	合志市豊岡2000-33	平成27年3月7日
光進会クリニック	菊池郡大津町室1724-1	平成27年5月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きらきら薬局	山鹿市中974	平成27年3月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日

訪問看護ステーション みやざき	水俣市古城一丁目4-22	平成27年5月21日
ケアリングあゆみ 訪問看護ステーション	水俣市袋365-1	平成27年5月18日
益城病院 訪問看護ステーション	上益城郡益城町惣領1530	平成27年4月22日
訪問看護ステーション トラスティホームげんき	上益城郡益城町福富809-3	平成27年4月21日

熊本県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関の名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
日置町クリニック	名称		平成27年4月1日
	原内科クリニック	日置町クリニック	
合志メディカルクリニック	名称		平成27年4月1日
	合志整形外科内科医院	合志メディカルクリニック	

熊本県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問看護ステーション）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション アイリス	葦北郡芦北町芦北2610-8	平成22年11月1日
訪問看護ステーション おんじゃく	下益城郡美里町中小路835	平成19年11月1日

熊本県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
森歯科小児歯科医院	山鹿市中央通708番地	平成27年4月20日

熊本県告示第576号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
グループホームばれっと 熊本市中央区九品寺3丁目15-12	社会福祉法人 合志福祉会 合志市御代志713-13 緒方 規子	共同生活援助	平成27年4月1日

熊本県告示第577号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 検査区域
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町
- 検査日等
(1) 集合検査

検査日	検査受付時間	検査場所
平成27年8月3日	午前10時から午後3時まで	長洲町民研修センター
平成27年8月4日	午前10時から午後3時まで	J A玉名南関供給センター
平成27年8月5日	午前10時から午後3時まで	荒尾浄水センター
平成27年8月6日	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
平成27年8月7日	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
平成27年8月10日	午前10時から午後3時まで	和水町役場三加和総合支所
平成27年8月11日	午前10時から午後3時まで	和水町役場本庁
平成27年8月12日	午前10時から午後3時まで	J A玉名玉東総合支所
平成27年8月19日	午前10時から午後3時まで	玉名市横島支所
平成27年8月20日	午前10時から午後3時まで	玉名市天水公民館
平成27年8月24日	午前10時から午後3時まで	玉名市岱明支所
平成27年8月25日	午前10時から午後3時まで	玉名市役所新庁舎
平成27年8月26日	午前10時から午後3時まで	玉名市役所新庁舎

- 所在場所検査
ア 検査日 平成27年7月28日から平成27年8月7日までのいずれかの日
イ 検査場所
特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する特定計量器の所在の場所
- 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第578号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
おひさま広場 人吉市鬼木町字小森659番地1	株式会社IDG Global 人吉市宝来町1284番地3 齊藤 日早子	平成27年6月15日	4350600070	指定児童発達支援

熊本県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年6月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字古石字古道 540番1地先から 同所 535番2地先まで	前	4.2 ～ 10.9	125.7	単道改
			後	6.5 ～ 20.0	125.7	

2 区域を変更する期日 平成27年6月19日

熊本県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年6月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東間下線	人吉市東漆田町字中園 2231番地先から 同所 2384番3地先まで	46.0	防交 (改築)
		人吉市東漆田町字鶴田 2324番2地先から 同所 2332番2地先まで	70.0	

2 供用を開始する期日 平成27年6月19日

熊本県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年6月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字手子田 922番1地先から 同所 895番2地先まで	183.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年6月19日

熊本県告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字西小坪481番1、481番4、字北西小坪482番1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字森字居島743番1、同746番1、同746番7、同746番9、同746番10、同746番11、同750番2、同750番4及び同750番53、907.76平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

菊池郡大津町大字森742番地6
西本 敏幸

熊本県公告第405号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	楠浦地区	平成19年8月14日	平成25年3月27日	熊本県

熊本県公告第406号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。
平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 処分をした年月日

平成27年6月10日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

株式会社ダイキ

- 天草市天草町下田北1746番地2
 代表取締役 大塚 輝雄
 熊本県知事許可（般・特一24）第2320号
- 3 処分の内容
 建設業法第28条第3項の規定による次の営業の一部の停止
 (1) 停止を命じる営業の範囲
 建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの。
 (2) 期間
 平成27年6月25日から平成27年7月24日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実
 株式会社ダイキは、平成23年10月14日、平成24年10月12日、平成25年10月11日及び平成26年11月12日に熊本県が実施した経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に虚偽の内容（完成工事高水増し）を記載して申請を行うとともに、当該虚偽内容に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県等の公共工事の発注者に提出した。
 このことにより、建設業法第28条第1項第2号に該当した。

熊本県公告第407号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成26年度下半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。
 平成27年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の平成26年度下半期（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

平成26年度下半期における水力発電供給電力量は、58,866,600キロワット時（対目標比108.4パーセント）であり、風力発電電力量は、1,031,900キロワット時（対目標比98.5パーセント）であった。
 また、水力発電と風力発電を合わせた料金収入は、727,887,900円（消費税及び地方消費税を含む。）であった。

(1) 電力の供給状況について

下半期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

なお、電気事業のうち水力発電は電気事業法に基づく「卸供給事業」として事業を実施し、風力発電は電力会社と電力需給契約を締結しているが、制度上は自家用電気工作物による余剰電力扱いである。

月	区 分	水 力 発 電				
		市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	緑川第三
10	目標 (kWh)	2,232,000	508,000	4,380,000	2,735,000	116,000
	実績 (kWh)	3,252,494	708,257	4,964,453	3,028,485	102,700
	達成率 (%)	145.7	139.4	113.3	110.7	88.5
11	目標 (kWh)	1,385,000	282,000	3,119,000	2,086,000	99,000
	実績 (kWh)	1,968,559	390,987	3,315,263	2,136,686	84,200
	達成率 (%)	142.1	138.6	106.3	102.4	85.1
12	目標 (kWh)	1,463,000	284,000	3,243,000	2,153,000	107,000
	実績 (kWh)	1,756,833	331,534	4,805,423	3,241,331	80,200
	達成率 (%)	120.1	116.7	148.2	150.5	75.0
1	目標 (kWh)	1,351,000	284,000	3,458,000	2,328,000	102,000
	実績 (kWh)	1,374,027	198,413	3,410,612	2,384,133	78,400
	達成率 (%)	101.7	69.9	98.6	102.4	76.9
2	目標 (kWh)	1,704,000	390,000	3,577,000	2,357,000	126,000
	実績 (kWh)	1,279,804	169,507	3,467,879	2,389,229	72,100
	達成率 (%)	75.1	43.5	96.9	101.4	57.2
3	目標 (kWh)	2,902,000	640,000	5,041,000	3,094,000	148,000
	実績 (kWh)	1,671,701	738,436	5,568,167	3,255,287	121,400
	達成率 (%)	57.6	115.4	110.5	105.2	82.0

計	目標 (kWh)	11,037,000	2,388,000	22,818,000	14,753,000	698,000
	実績 (kWh)	11,303,418	2,537,134	25,531,797	16,435,151	539,000
	達成率 (%)	102.4	106.2	111.9	111.4	77.2

月	区 分	水 力 発 電			風力発電	全発電所 計
		笠 振	菊 鹿	水 力 計	阿蘇車帰	
10	目標 (kWh)	287,000	257,000	10,515,000	174,584	10,689,584
	実績 (kWh)	312,900	212,900	12,582,189	164,400	12,746,589
	達成率 (%)	109.0	82.8	119.7	94.2	119.2
11	目標 (kWh)	170,000	204,000	7,345,000	174,584	7,519,584
	実績 (kWh)	158,200	183,400	8,237,295	130,900	8,368,195
	達成率 (%)	93.1	89.9	112.1	75.0	111.3
12	目標 (kWh)	141,000	184,000	7,575,000	174,584	7,749,584
	実績 (kWh)	189,400	189,300	10,594,021	180,400	10,774,421
	達成率 (%)	134.3	102.9	139.9	103.3	139.0
1	目標 (kWh)	140,000	172,000	7,835,000	174,584	8,009,584
	実績 (kWh)	141,700	184,000	7,771,285	184,200	7,955,485
	達成率 (%)	101.2	107.0	99.2	105.5	99.3
2	目標 (kWh)	225,000	180,000	8,559,000	174,584	8,733,584
	実績 (kWh)	172,600	160,400	7,711,519	189,600	7,901,119
	達成率 (%)	76.7	89.1	90.1	108.6	90.5
3	目標 (kWh)	395,000	261,000	12,481,000	174,581	12,655,581
	実績 (kWh)	380,300	235,000	11,970,291	182,400	12,152,691
	達成率 (%)	96.3	90.0	95.9	104.5	96.0
計	目標 (kWh)	1,358,000	1,258,000	54,310,000	1,047,501	55,357,501
	実績 (kWh)	1,355,100	1,165,000	58,866,600	1,031,900	59,898,500
	達成率 (%)	99.8	92.6	108.4	98.5	108.2

(2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。
 なお、菊鹿及び緑川第三発電所を除く水力発電の九州電力株式会社との電力供給契約における契約料金については、基本料金及び従量料金（供給電力量に1キロワット時当たり1円を乗じたもの）の二部料金制となっている。
 また、水力発電のうち菊鹿及び緑川第三発電所並びに風力発電における同社との契約料金は、水力発電は平成25年4月1日、風力発電は平成24年12月1日から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく調達価格に移行し、発電量に応じた完全従量制となっている。

ア 水力発電

菊鹿及び緑川第三発電所を除く5発電所

基本料金 552,967,000円 (月額 92,161,000円×5月)
 (月額 92,162,000円×1月)
 従量料金 57,162,600円 (従量 57,162,600kWh×1円)

小 計 610,129,600円

消費税相当額 48,810,365円

合 計 658,939,965円

菊鹿及び緑川第三発電所

従量料金(税込) 47,742,390円 (菊鹿 1,165,000kwh×27.42円)
 (緑川第三 539,000kwh×29.31円)

イ 風力発電

従量料金(税込) 21,205,545円 (1,031,900kwh×20.55円)

(3) 修繕及び改良工事等について

平成26年度下半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

発電所等	工 事 名	工事金額 (円、税込)	工 期
発電総合 管理所	(改良) 発電総合管理所集中監視制御システムサーバ取替工事	51,383,696	H26.9.3~ H27.3.20

緑 川	(改良)緑川第一発電所エレベーター取替工事	28,080,000	H26.10.22～ H27.3.27
荒瀬ダム	荒瀬ダム地区生物多様性保全回復(堆砂除去その2)工事	83,626,787	H26.9.18～ H27.3.25

(4) 職員数について

平成26年度電気事業の職員数は、次のとおりである。

(平成27年3月31日現在)

区 分		職 員	現業職員	嘱 託	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	次 長	1	0	0	1
	総務経営課	23	0	0	23
	うち荒瀬ダム撤去準備室	(9)	(0)	(0)	(9)
	工 務 課	9	0	0	9
発 電 総 合 管 理 所		19	2	15	36
計		53	2	15	70

(5) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

な し

< 管理規程 >

平成26年10月14日	熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程(熊本県公営企業管理規程第10号)
平成26年11月4日	熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(熊本県公営企業管理規程第9号)
平成27年3月24日	熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(熊本県公営企業管理規程第1号)
平成27年3月27日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程(熊本県公営企業管理規程第2号)
平成27年3月31日	熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令(熊本県公営企業管理規程第4号)
平成27年3月31日	熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令(熊本県公営企業管理規程第5号)
平成27年3月31日	熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令(熊本県公営企業管理規程第6号)

2 経理の状況

平成26年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表

平成27年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	2,490,737	営 業 収 益	1,411,488,177	1,408,997,440
		営 業 外 収 益	61,014,679	61,014,679
		特 別 利 益		
1,265,739,351	1,274,453,169	営 業 費 用	8,713,818	
28,319,318	32,559,786	営 業 外 費 用	4,240,468	
229,444,746	229,444,746	特 別 損 失		
12,923,370,307	13,112,885,350	水 力 発 電 設 備	189,515,043	
	154,384,981	減価償却累計額（水力）	8,615,111,025	8,460,726,044
440,687,568	440,687,568	業 務 設 備		
		減価償却累計額（業務）	184,736,873	184,736,873
437,949,382	437,949,382	風 力 発 電 設 備		
		減価償却累計額（風力）	216,965,241	216,965,241
114,434,520	114,434,520	建 設 仮 勘 定		
3,132,405,191	7,779,903,375	荒 瀬 ダ ム 仮 勘 定	4,647,498,184	
3,078,160	44,037,187	事 業 外 固 定 資 産	40,959,027	
109,912,028	128,495,372	無 形 固 定 資 産	18,583,344	
365,554,000	731,108,000	投 資 及 び 基 金	365,554,000	
5,604,088,634	27,789,303,741	現 金 預 金	22,185,215,107	
674,214,888	1,321,978,990	未 収 金	647,764,102	
		短 期 投 資		
7,219,834	7,219,834	貯 蔵 品		
	248,764,304	前 払 金	248,764,304	
	9,024,000	前 払 費 用	9,024,000	
	114,860,867	雑 流 動 資 産	114,860,867	
		受 託 金		
	358,097,331	退 職 給 与 引 当 金	358,097,331	
	110,362,722	修 繕 準 備 引 当 金	110,362,722	
		一 時 借 入 金		
	577,981,049	未 払 金	1,349,771,177	771,790,128
	30,161,835	未 払 費 用	89,916,119	59,754,284
	184,716,518	預 り 金	204,110,053	19,393,535
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	9,949,525,311	9,949,525,311
	1,188,745,108	借 入 資 本 金	1,188,745,108	
	879,762,767	資 本 剰 余 金	1,882,249,582	1,002,486,815
	277,517,712	利 益 剰 余 金	1,505,376,859	1,227,859,147
	126,551,461	企 業 債（固 定）	1,060,498,942	933,947,481
	96,945,162	退 職 給 付 引 当 金	403,133,169	306,188,007
		特 別 修 繕 引 当 金	108,045,528	108,045,528
		引 当 金（流 動）	39,099,000	39,099,000
	128,246,166	企 業 債（流 動）	254,797,627	126,551,461
404,688,135	408,922,485	長 期 前 受 金	868,259,438	864,025,088
25,741,106,062	58,341,996,225	合 計	58,341,996,225	25,741,106,062

3 平成27年度経営方針

「熊本県企業局経営基本計画（第四期）」（平成26年度策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

平成24年度から着手している荒瀬ダム（藤本発電所）本体撤去について、引き続き着実に実施するとともに、電気事業の電力料金収入の確保のため、工事等による発電停

止期間を最小限に留め、設備利用率の向上に引き続き努める。
また、風力発電所の収入確保を含めた収支改善についても引き続き重点的に取り組む。

4 平成27年度予算の概要

平成27年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出			
事業収益	1, 575, 654, 000円		
(内訳)			
営業収益	1, 539, 948, 000円		
(うち電力料収入)	1, 534, 771, 000円)		
営業外収益	35, 706, 000円		
事業費	1, 507, 262, 000円		
(内訳)			
営業費用	1, 389, 469, 000円		
営業外費用	44, 436, 000円		
特別損失	33, 357, 000円		
予備費	40, 000, 000円		
差引純利益	68, 392, 000円		
(2) 資本的収入及び支出			
資本的収入	603, 882, 000円		
(内訳)			
他会計からの返還金	365, 554, 000円		
荒瀬ダム関連交付金等	238, 328, 000円		
資本的支出	1, 731, 354, 000円		
(内訳)			
建設改良費	1, 329, 247, 000円		
企業債償還金	126, 553, 000円		
その他	275, 554, 000円		

熊本市工業用水道事業業務状況

熊本市工業用水道事業の平成26年度下半期（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

有明工業用水道の平成26年度下半期における受水企業数は11社で、契約水量は13, 584立方メートル/日であった。給水能力に対する契約率は40.1パーセントで、平成25年度下半期に比べ、契約水量は140立方メートル/日増加し、料金収入は前年同期比104.2パーセントとなっている。

八代工業用水道の平成26年度下半期における受水企業数は25社で、契約水量は9, 327立方メートル/日であった。給水能力に対する契約率は34.2パーセントで、平成25年度下半期に比べ、契約水量は200立方メートル/日増加し、料金収入は、前年同期比103.5パーセントとなっている。

荅北工業用水道の平成26年度下半期における受水企業数は2社で、契約水量は7, 060立方メートル/日であった。給水能力に対する契約率は98.1パーセントで、平成25年度下半期に比べ、契約水量は変わらず、料金収入は前年同期比102.3パーセントとなっている。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び荅北工業用水道の平成26年度下半期の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道 給水能力：33, 860 m³/日
契約水量：13, 584 m³/日（平成27年3月31日現在）
料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入 (円、税込)	前年同期比 (%)
10	11	421,104	18,264,484	104.1
11	11	407,520	17,306,460	104.3
12	11	421,104	17,661,034	104.2
1	11	421,104	17,661,034	104.2
2	11	380,352	15,951,902	104.2
3	11	421,104	17,861,914	104.2
計		2,472,288	104,706,828	104.2

八代工業用水道 給水能力：27, 300 m³/日
契約水量：9, 327 m³/日（平成27年3月31日現在）
料金：基本使用水量35円/m³、超過使用水量70円/m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入 (円、税込)	前年同期比 (%)
---	-------	--------------------------	-------------	-----------

10	2 4	282,937	9,121,560	102.2
11	2 4	273,810	8,792,625	102.6
12	2 4	282,937	9,139,909	103.2
1	2 5	283,337	9,126,905	103.1
2	2 5	261,156	8,426,823	105.3
3	2 5	289,137	9,320,669	105.2
計		1,673,314	53,928,491	103.5

苓北工業用水道 給水能力：7,200 m³/日
 契約水量：7,060 m³/日（平成27年3月31日現在）
 料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入 (円、税込)	前年同期比 (%)
10	2	218,860	11,818,440	101.8
11	2	211,800	11,437,200	101.9
12	2	218,860	11,818,440	102.6
1	2	218,860	11,818,440	102.1
2	2	197,680	10,674,720	102.9
3	2	218,860	11,818,440	102.9
計		1,284,920	69,385,680	102.3

(2) 修繕及び改良工事等について
 平成26年度下半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額 (円、税込)	工 期
有 明	(改良)有明工水 水処理及び汚泥 処理電気設備更新工事	62,759,144	H26.10.23 ～H27.3.26
八 代	(改良)八代工水導水管強靱化(老 朽管更新)工事	238,881,062	H26.10.20 ～H27.3.27
苓 北	中の田ポンプ場転倒ゲート圧油装 置分解点検工事	2,970,000	H26.11.12 ～H27.3.5

(3) 職員数について
 平成26年度工業用水道事業の職員数は、次のとおりである。
 (平成27年3月31日現在)

区 分		職 員	現業職員	嘱 託	計	
有明	本庁	総務経営課	3	0	0	3
		工 務 課	1	0	0	1
八代		0	0	0	0	
苓北	都呂々ダム管理事務所	2	1	4	7	
計		6	1	4	11	

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

な し

< 管理規程 >

- 平成26年10月14日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第10号）
- 平成26年11月 4日 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第9号）
- 平成27年 3月24日 熊本県企業局職員給与に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第1号）
- 平成27年 3月27日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第2号）
- 平成27年 3月31日 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令（熊本県公営企業管理規程第4号）
- 平成27年 3月31日 熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令（熊本県公営企業管理規程第5号）
- 平成27年 3月31日 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令（熊本県公営企業管理規程第6号）

2 経理の状況

平成26年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

平成27年3月31日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	644,037,450	644,037,450
		営 業 外 収 益	469,588,365	469,588,365
		特 別 利 益	20,622,000	20,622,000
928,933,009	930,154,327	営 業 費 用	1,221,318	
108,204,382	108,288,132	営 業 外 費 用	83,750	
22,255,363	22,255,363	特 別 損 失		
12,921,043,285	14,709,822,278	工 業 用 水 道 設 備	1,788,778,993	
197,517,997	676,970,682	建 設 仮 勘 定	479,452,685	
	109,383,138	減 価 償 却 累 計 額	6,043,550,304	5,934,167,166
12,282,250,012	13,479,447,159	無 形 固 定 資 産	1,197,197,147	
71,000,000	71,000,000	投 資 及 び 基 金		
1,335,348,041	6,838,687,786	現 金 預 金	5,503,339,745	
536,457,918	888,610,455	未 収 金	352,152,537	
		短 期 投 資		
10,506,320	10,506,320	貯 蔵 品		
	255,036,400	前 払 金	255,036,400	
	29,192,000	前 払 費 用	29,192,000	
42,000,000	180,729,363	雑 流 動 資 産	138,729,363	
	405,084,529	企 業 債 (固 定)	4,249,618,376	3,844,533,847
	667,544,601	他 会 計 借 入 金 (固 定)	10,761,714,388	10,094,169,787
	51,551,653	退 職 給 与 引 当 金	51,551,653	
	11,388,765	退 職 給 付 引 当 金	81,874,653	70,485,888
	46,535,647	修 繕 準 備 引 当 金	411,638,618	365,102,971
	2,750,000	特 別 修 繕 引 当 金	19,414,000	16,664,000
		一 時 借 入 金		
	23,221,341	未 払 金	487,719,809	464,498,468
	317,217,093	未 払 費 用	389,827,088	72,609,995
	116,135,084	預 り 金	158,713,130	42,578,046
	236,790,766	前 受 金	260,235,739	23,444,973
		賞 与 引 当 金	4,570,000	4,570,000
		そ の 他 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	30,000	30,000
	13,365,144,103	借 入 資 本 金	13,365,144,103	
	17,167,920,673	資 本 剰 余 金	17,517,066,591	349,145,918
	9,547,470,011	利 益 剰 余 金 (一 欠 損 金)	4,584,056,789	-4,963,413,222
	516,168,773	受 託 工 事 金	536,134,773	19,966,000
	390,585,166	企 業 債 (流 動)	795,669,695	405,084,529
	92,625,200	他 会 計 借 入 金 (流 動)	470,080,466	377,455,266
	1,065,180,928	長 期 前 受 金	14,741,149,251	13,675,968,323
3,475,793,443	3,498,125,039	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	22,331,596	
31,931,309,770	85,831,522,775	合 計	85,831,522,775	31,931,309,770

3 平成27年度経営方針

「熊本県企業局経営基本計画（第四期）」（平成26年度策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

そのため、新規受水企業の確保等により収益増を図るとともに、業務内容の見直しによる経費節減に努める。また、工業用水道需要の見極めを行いながら他用途での利用も

検討する。特に有明工業用水が経管を圧迫する一方、多量の未利用水や浄水施設の老朽化など、様々な課題を抱えていない。更に、更なる経管改善を促すこと、各組織が連携をとり、地元の町、企業局で構成する有明工業用水需要開拓推進会議を中心に、各組織が連携をとり、地元の町、企業局で構成する有明工業用水の転用等、あらゆる可能性を探りながら、工業用水の安定供給維持に向けた経営基盤の強化を旨とし、再建計画を着実に実施する。

4 平成27年度予算の概要

平成27年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出			
事業収益	1, 153, 798, 000円		
（内訳）			
営業収益	769, 838, 000円		
営業外収益	383, 960, 000円		
事業費	1, 229, 758, 000円		
（内訳）			
営業費用	1, 101, 182, 000円		
営業外費用	118, 576, 000円		
予備費	10, 000, 000円		
差引純損失	75, 960, 000円		
(2) 資本的収入及び支出			
資本的収入	1, 483, 380, 000円		
（内訳）			
長期借入金	887, 305, 000円		
工事受託金	449, 390, 000円		
補助金	146, 685, 000円		
資本的支出	1, 692, 227, 000円		
（内訳）			
建設改良費	765, 685, 000円		
企業債償還金	405, 085, 000円		
長期借入金償還金	377, 457, 000円		
他会計への繰出金	144, 000, 000円		

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の平成26年度下半期（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

平成26年度下半期における熊本県営有料駐車場（安政町）の利用状況は、利用台数98,013台（対目標比102.2パーセント）で、料金収入60,266,240円（消費税及び地方消費税を含む。）（対目標比100.5パーセント）であった。

近年、コインパーキングの増加や郊外大型商業施設の進出等により中心商店街への来訪者が減少してきており、利用台数も長期的に減少傾向にあったが、各種広報や地域イベントへの協力等、認知度やサービスの向上に努めており、平成26年度下半期の利用台数、利用料金は、ともに目標を上回った。

また、熊本県営第二有料駐車場（新屋敷）の利用状況は、利用台数212台で、料金収入2,215,200円（消費税及び地方消費税を含む。）であった。

(1) 利用台数及び料金収入について

平成26年度下半期各月の利用台数、承認台数及び料金収入の状況は、次のとおりである。

月別	県営有料駐車場（安政町）						県営第二有料駐車場（新屋敷）		備考
	目 標		実 績		達 成 率		実 績		
	利用 台数 (台)	金 額 (円、税込)	利用 台数 (台)	金 額 (円、税込)	台数 %	金額 %	契約 台数 (台)	金額 (円、税込)	
10	15,710	9,825,690	16,135	9,468,330	102.7	96.4	32	332,800	
11	16,032	10,163,010	15,858	9,835,620	98.9	96.8	36	582,400	
12	17,708	11,035,230	18,029	10,961,800	101.8	99.3	36	312,000	
1	16,262	10,220,820	15,881	10,064,770	97.7	98.5	36	332,800	
2	14,739	9,189,030	14,890	9,309,550	101.0	101.3	36	322,400	
3	15,432	9,522,730	17,220	10,626,170	111.6	111.6	36	332,800	
計	95,883	59,956,510	98,013	60,266,240	102.2	100.5	212	2,215,200	

(2) 修繕及び改良工事等について
平成 26 年度下半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

工 事 名	工事金額（円、税込）	工 期
県営有料駐車場 給水ポンプ修繕工事	255,960 円	H27. 2. 17 ～H27. 3. 13

(3) 職員数について
平成 26 年度有料駐車場事業の職員数は、次のとおりである。
(平成 27 年 3 月 31 日現在)

区 分	職 員	現業職員	嘱 託	計
本庁 総務経営課	1	0	0	1

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >
平成 27 年 3 月 20 日 熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例
(熊本県条例第 17 号)

< 管理規程 >
平成 26 年 10 月 14 日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 10 号)
平成 27 年 3 月 24 日 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 1 号)
平成 27 年 3 月 27 日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 2 号)
平成 27 年 3 月 31 日 熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 3 号)
平成 27 年 3 月 31 日 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令 (熊本県公営企業管理規程第 4 号)
平成 27 年 3 月 31 日 熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令 (熊本県公営企業管理規程第 5 号)
平成 27 年 3 月 31 日 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令 (熊本県公営企業管理規程第 6 号)

2 経理の状況
平成 26 年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

平成27年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	171,999	営 業 収 益	117,125,385	116,953,386
		営 業 外 収 益	2,744,594	2,744,594
		特 別 利 益		
67,334,978	67,387,332	営 業 費 用	52,354	
		営 業 外 費 用		
5,129,755	5,129,755	特 別 損 失		
2,089,622,903	2,090,802,749	有 料 駐 車 場 設 備	1,179,846	
	782,986	減 価 償 却 累 計 額	616,625,994	615,843,008
		建 設 仮 勘 定		
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
		投 資 及 び 基 金		
985,910,920	4,706,055,069	現 金 預 金	3,720,144,149	
753,155	1,649,427	未 収 金	896,272	
		短 期 投 資		
		貯 蔵 品		
	2,160,500	前 払 金	2,160,500	
	7,000,000	前 払 費 用	7,000,000	
		他 会 計 借 入 金		
	3,510,732	雑 流 動 資 産	3,510,732	
	7,751,960	退 職 給 与 引 当 金	7,751,960	
		退 職 給 付 引 当 金	13,276,960	13,276,960
		修 繕 準 備 引 当 金	15,311,918	15,311,918
	5,910,000	未 払 金	9,591,300	3,681,300
	771,587	未 払 費 用	9,682,865	8,911,278
	9,924,992	預 り 金	11,642,942	1,717,950
	4,048,000	前 受 金	4,083,000	35,000
		賞 与 引 当 金	552,000	552,000
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	1,745,445,157	1,745,445,157
		借 入 資 本 金		
	127,324,235	資 本 剰 余 金	127,397,035	72,800
	60,338,000	利 益 剰 余 金 (一 欠 損 金)	652,966,911	592,628,911
		長 期 前 受 金	81,145,065	81,145,065
49,419,516	49,419,516	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		
3,198,319,327	7,150,286,939	合 計	7,150,286,939	3,198,319,327

3 平成27年度経営方針

「熊本県企業局経営基本計画（第四期）」（平成26年度策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

平成27年度は、平成28年度から利用料金制による指定管理者制度導入に向け、指定管理者の選定や協定の締結を行う。

併せて、老朽化したエレベーターや消火設備等の更新を行うなど、安全・快適なサービスを提供するとともに、中心市街地活性化に関する施策への連携・協力による地域への貢献等に取り組む。

4 平成27年度予算の概要

平成27年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	131,940,000円
（内訳）	
営業収益	129,420,000円
営業外収益	2,520,000円
事業費	91,274,000円
（内訳）	
営業費用	85,051,000円
営業外費用	4,223,000円
予備費	2,000,000円
差引純利益	40,666,000円
(2) 資本的収入及び支出	
資本的収入	0円
資本的支出	90,290,000円
（内訳）	
建設改良費	90,290,000円

熊本県公告第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により菊陽町から熊本都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第411号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第84条第1項の規定により公告する。

平成27年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 第1 競争入札に付する事項
- 1 工事番号 平成27年度債務 27災補道第0001-0-105号
- 2 工事名 国道445号27年発生道路災害復旧（瀬目トンネル）工事
- 3 工事場所 球磨郡五木村瀬目地内
- 4 工事概要 トンネル工
 - 道路規格 第3種第4級（設計速度40キロメートル毎時）
 - 工法 NATM工法
 - 施工延長 836.5メートル
 - 幅員 車道5.5メートル、歩道1.5メートル
 - 内空断面積 53.661平方メートル
 - 舗装工 車道4,980平方メートル、歩道・監査歩廊1,961平方メートル
- 5 工期 契約締結日の翌日から平成29年3月24日まで
- 6 使用する主要な資機材
 - コンクリート（覆工） 4,821立方メートル、ロックボルト（長さ2

7 予定価格 2, 672, 362, 800円
 (入札書比較価格 2, 474, 410, 000円)

8 その他

- (1) 本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の対象案件である。書指定期日までに技術申請書等を提出しない者は、入札してはならず、技術申請書等が白紙の場合も、技術申請書等の提出が効かない場合と同じ扱いとする。
- (2) この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、承認を得て書面による入札方式に代えることができる。
- (3) この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
- (4) この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び低入札価格調査における失格判断となる基準価格を設けている。
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に定める対象建設工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 熊本県における土木一式工事に係る入札参加者資格の認定を受けている者とする。ただし、この公告の日において入札参加資格の認定を受けていない者の場合は、入札参加資格の認定申請を受け付けるものとし、その申請方法は、平成27年5月29日熊本県告示第521号による。
- 2 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類	土木一式工事	
共同企業体の構成員数	4者	
資格要件	代表構成員（構成員1）	構成員2、3及び4
格付等級又は経営事項審査の総合評価値	土木一式工事の総合評価値が1, 300点以上	土木一式工事の総合評価値が950点以上
営業所の所在地	なし	
施工実績に関する事項	<p>平成13年度以降、元請として完成した工事で、次の1及び2の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）</p> <p>なお、1及び2の要件は、異なる工事で個別に満たしていても構わない。</p> <p>1 NATM工法による延長660メートル以上で、かつ、内空断面50平方メートル以上のトンネル工事</p> <p>2 NATM工法による近接トンネル工事（それぞれの内空断面が50平方メートル以上のトンネル工事に係るものに限る。）</p> <p>なお、近接トンネルとは、次のいずれかの条件を満たすものをいう。</p>	<p>平成13年度以降、元請として完成した内空断面50平方メートル以上のトンネル工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）</p>

	<p>(1) 既設トンネルから分岐する新設トンネル又はトンネル新設時に分岐する形状のトンネル</p> <p>(2) 同時又は段階的に施工されたトンネル中心間隔が 5 D (D は実績とするトンネルの掘削幅を示す。)以下の併設トンネル(めがねトンネル及び双設トンネルを含む。)又は交差トンネルであって、近接施工による影響について、所要の対策(支保工、覆工、地山の補強、その他トンネル断面構造等への適切な対策をいう。(3)において同じ。)が実施されたことが設計図書又は施工関連図書で明確に確認されるものであること。</p> <p>なお、近接トンネルを形成する複数のトンネルが全て自社施工である必要はない。</p> <p>(3) 既設トンネルとの関係が(2)の新設トンネルであって、近接施工による影響について所要の対策が実施されたことが設計図書又は施工関連図書で明確に確認されるもの。</p>	
<p>経営事項審査の審査基準日の期間</p>	<p>平成 2 5 年 1 2 月 2 日から平成 2 7 年 7 月 1 日まで</p>	
<p>配置予定技術者に関する事項</p>	<p>次の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。</p>	
<p>施工経験</p>	<p>平成 1 3 年度以降、施工実績に関する事項に掲げる条件(2を除く。)を満たす工事で監理技術者又は主任技術者として当該工事を施工した経験を有する者(監理技術者又は主任技術者と同程度の者として当該工事を施工した経験を有する者を含む。)であること。</p> <p>なお、当該工事を施工した経験については、原則として当該工事の全工程に従事したことをいうものとする。</p>	<p>平成 1 3 年度以降、施工実績に関する事項に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者(監理技術者又は主任技術者と同程度の者として当該工事を施工した経験を有する者を含む。)であること。</p> <p>なお、当該工事を施工した経験については、原則として当該工事の全工程に従事したことをいうものとする。</p>
<p>資格等</p>	<p>土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>	<p>土木一式工事に關し、建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 7 条第 2 号ハ又は第 1 5 条第 2 号イ(国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。)に該当する者であること。</p>
<p>その他</p>	<p>当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して 3 か月以上雇用関係にあるものをいう。)にある者であること。</p>	
<p>3 全ての構成員が、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たしていること。</p>		

がある。
 また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。
 ア 施工体制に係る審査方法の通知
 (ア) 期日 平成27年7月30日(木)
 (イ) 方法 ヒアリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。
 イ ヒアリングのための追加資料の提出
 (ア) 期間 施工体制に係る審査方法の通知の日から平成27年8月5日(水)午後5時まで
 (イ) 方法 追加資料の提出(2部)を求めた場合は、第4の入札・契約担当へ持参すること。
 ウ 施工体制確認のためのヒアリング
 (ア) 期日 平成27年8月18日(火)(予定)
 (イ) 方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、熊本県庁に来庁し説明を行うこと。
 なお、説明者、詳細な日時及び場所は、アにより通知する。

2 評価に関する基準
 詳細は、入札説明書による。

第4 入札等担当部局

区 分	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約担当	熊本県土木部監理課 建設業班	TEL 096-333-2485 FAX 096-381-5404	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
技術担当	熊本県土木部道路都市局道路保全課 維持防災班	TEL 096-333-2504 FAX 096-384-6121	
監督担当	熊本県県南広域本部 球磨地域振興局土木部 維持管理調整課防災班	TEL 0966-24-4166 FAX 0966-24-4209	〒868-8503 熊本県人吉市西間下町86番地1

第5 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧及び配布	平成27年6月19日(金)から平成27年7月29日(水)まで	入札情報公開サービスシステムによる。
技術申請書の資料提出	平成27年7月13日(月)から平成27年7月29日(水)まで	第4の入札・契約担当へ持参又は郵送(書留郵便)によること。
競争参加資格確認申請書等の提出	平成27年6月19日(金)から平成27年7月1日(水)午後5時まで	電子入札システム、持参又は郵送(書留郵便)によること。
競争参加資格確認通知	平成27年7月10日(金)まで(予定)	電子入札システム又は郵送による。 (第1の8の(2)により書面による入札を行う者に対しては郵送によるが、競争参加資格申請書等を持参又は郵送をする際に、郵送するための郵便切手(第一種定形郵便の料金に書留料金を加算した額)を貼った定形封筒を添付すること。)
競争参加資格がないと認められた理由の説明要求	競争参加資格確認通知の日から平成27年7月22日(水)まで	第4の入札・契約担当へ持参又は郵送(書留郵便)によること。
上記要求に対する回答	平成27年7月31日(金)まで	書面による。
質問書の提出	平成27年6月19日(金)から平成27年7月22日(水)まで	第4の入札・契約担当へ持参又は郵送(書留郵便)によること。
質問書に対する回答の閲覧	質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から平成27年7月29日(水)まで	入札情報公開サービスシステムによる。

入札期間	平成27年7月13日(月)から 平成27年7月29日(水)午後 5時まで	電子入札システムによること。 入札金額と一致した工事費内訳書を添付 すること。 第1の8の(2)により書面による入札を 行う者は、第6の4に掲げる事項に留意 すること。
開札	平成27年7月30日(木)午前 10時から	熊本県庁行政棟本館地下1階入札室 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1 号
落札者決定 通知	平成27年9月2日(水) (予定)	電子入札システム又は郵送による。

(注) 持参又は郵送による場合は、期間内に必着とすること。

第6 その他

1 本工事に係る契約締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、県議会の議決後、本契約となる。

2 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債（利付債に限る。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、6の(2)による低入札価格調査実施要領に基づく調査を受けた者については、請負金額の10分の3以上を納付するものとする。

4 入札方法等

(1) 競争参加資格が確認された者は、電子入札システムにより、第5に示す入札期間に入札すること。

書面による入札の場合は、入札書を、競争参加資格確認通知書及び紙入札移行承認願（県の承認印のあるもの）の写し又は競争参加資格確認通知書及び紙入札方式参加承認書（県の承認印のあるもの）の写しとともに第5に示す開札日時及び場所に持参すること。なお、郵送による場合は、第5に示す入札期間内に、第5に示す場所に郵送（書留郵便）すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、1回とする。

5 入札の無効

熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）第8条に該当する入札、競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。なお、競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札又は落札者決定時に指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他第2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

6 落札者の決定方法

(1) 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、第3の1の(1)に示す評価値（以下「評価値」という。）を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 本工事に係る入札で、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。なお、その際、当該入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することから公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とする。

(3) 有効な入札を行った者で評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の最も高い者を落札者とし、技術評価点が高い者が複数いる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。なお、(2)により最低の価格を提示した者が落札者として決定されず、次に高い評価値の者が複数いる場合は、落札者として決定されなかった者を除き、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高い者が複数いる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

7 契約書作成の要否及び支払条件
 契約書を作成するものとし、支払条件は、熊本県公共工事請負契約約款（平成23年熊本県告示第349号の14）によるものとする。

8 本工事後、契約締結後に施工方法等に等しい提案を受け付けるVE方式の対象工事であり、契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができ、提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。

9 その他詳細は、入札説明書による。

第7 Summary

- 1 Subject matter of the contract
Construction work of the Seme Tunnel
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
5:00 P.M. 1 July 2015
- 3 Time-limit for the submission of tenders
5:00 P.M. 29 July 2015
(tenders submitted by mail 5:00 P.M. 29 July 2015)
- 4 Contact point for the notice
Civil Engineering administration Division,
Department of Governor Direct Control, Kumamoto Prefectural Government,
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
ZIP 862-8570, TEL 096-333-2485

熊本県公告第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成27年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下仲間字下居屋敷1262番3、同1262番7及び同1263番2
300.31平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字下仲間1265番地
笠 泰将

登載依頼

熊本県警察本部告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。
 平成27年6月19日

熊本県警察本部長 田中勝也

- 1 競争入札に付する事項
平成27～32年度四輪運転シミュレーター賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示する

- こと。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成27年7月3日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊本県警察本部公告第12号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
 平成27年6月19日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
 平成27~32年度四輪運転シミュレーター賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
 四輪運転シミュレーター 一式
 内訳 中央制御装置部 1台
 運転席部 18台
- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
 熊本県警察本部交通部運転免許課企画・講習係
 郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町辛川2655番地
 電話番号 096-233-0110
 ファックス番号 096-233-2227
- (4) 業務に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- (5) 借入物品の規格、品質等
 四輪運転シミュレーター仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
 契約締結の日から平成32年12月31日(木)まで
- (7) 借入期間
 平成28年1月1日(金)から平成32年12月31日(木)まで
- (8) 納入期限
 平成27年12月31日(木)まで
- (9) 納入場所
 熊本県菊池郡菊陽町辛川2655番地
 熊本県運転免許センター
- (10) 入札方式
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。
 落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって免れる金額に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年相応する金額に第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

- (12) 仕様書に第420号) 及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が委託で、営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容が、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成27年7月3日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 本県告示第811号) 第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号) 第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は利益を圖り、又は第三者に損害を及ぼす目的をもち、自己若しくは第三者の暴力団員等を利用するなどしているとき。
エ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

- (6) 仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 役員等一覧
ウ 納入しようとする物品の仕様が記載されたカタログ等の書類

- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア、イ及びウに掲げる書類を電子入札システムにより1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子

- 入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。
- 紙入札により入札する場合は、(1)ア、イ及びウに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年7月16日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年7月16日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年8月4日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年8月3日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成27年8月4日(火)午前10時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課管理班
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を作成し、(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年8月3日(月)午後5時(必着)までに1(4)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に業務名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きしたうえで、業務名称を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす
る。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、
電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本
県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した
日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号
に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項
の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じた額の
100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、
同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各
号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5(3)に掲げる期限
イ 提出場所 1(3)に掲げる発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部運転免許課企画・講習係
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と
する。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受
ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県警察本部交通部運転免許課企画・講習係
電話番号 096-233-0110（内線321）
ファックス番号 096-233-2227
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する
法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity:
Lease contract for a vehicle driving simulator system
CPU part 1
Driver's seats 18
- (2) Contract period:
1st Jan.2016 - 31st Dec.2021
- (3) Deadline for supply of items:
December,31st,2015
- (4) Date and place for tender: (入札期日)
Date:August,4th,2015,10:00a.m.
Place:Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (熊本県出納局管理調達課)
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone:096-333-2581
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):

- August, 3rd, 2015, 5:00p. m.
- (6) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police Headquarters
Drivers license division
Kumamoto Drivers license Center
2655, Karakawa, Kikuyo Town, Kikuchi Country, Kumamoto Prefecture.
869-1107 Japan
Tel. 096-233-0110

正 誤

平成27年5月29日熊本県規則第33号（熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
15	21	規定する」に、「仮使用承認通知書」を「仮使用認定通知書」に	規定する」に